習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第5回習志野市農業委員会総会は平成29年5月8日(月曜日) 習志野市役所5階第4会議室で開催した。

- 1. 開催時刻 午後3時00分
- 1. 委員の出欠席17名中15名出席欠席1名※ 15番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

 1番 三代川 正夫
 2番 三橋 喜左衛門
 3番 三代川 彦博

 4番 合間 正秋
 5番 立崎 誠一
 6番 伊東 壽

 7番 三橋 武夫
 8番 葛城 芳一
 9番 相原 和幸

 10番 伊藤 和彦
 11番 飯生 良
 12番 田久保 征夫

13番 小川 孝雄 14番 荒原 ちえみ

 会
 長
 廣瀬
 博

 会長職務代理者
 飯生
 正己

- 1. 議事録署名人 4番 合間 正秋 6番 伊東 壽
- 1. 議案審議結果

上程 6件 承認 6件 不承認 0件 審議未了 0件

- 1. 閉会時間 午後 5時10分
- 1. 付議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 習志野市農業委員会委員の辞職につき同意を求めることについて

議案第5号 習志野市農業委員会委員の辞職につき同意を求めることについて

議案第6号 習志野市農業委員会委員の辞職につき同意を求めることについて

議長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、只今より平成29年 第5回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議にはいります。

本日の欠席委員は5番、立崎 誠一委員より欠席の報告を いただいています。

よって1名の欠席者と 1名の欠員を含め17名中 15名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。

4番 合間 正秋 委員 6番 伊東 壽 委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。

本日の議案の上程件数は6件でございますが、議案第1号及び 議案第2号は農地法第5条による同じ開発に伴う申請案件ですので 1つの議案としてまとめ審議いたします。

それでは、議案第1号 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局より議案説明を求めます。 それでは、事務局の朗読及び議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号と第2号を続けてご説明させていただきます。 議案第 1 号

農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。

平成29年5月8日提出

1 申請地の所在、面積

●●●●丁目●●●番● 他●●筆●●●. ●●㎡詳細については、別紙を後ほどご覧ください。

- 2 権利の内容 転用を伴う所有権移転
- 3 転用計画 建売分譲住宅 10棟

4 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●●丁目●●番●●号

•••••F

株式会社 ●●●●●●●

代表取締役 ●● ●●

譲渡人 ●●市●●●丁目●●番●●ー●●号

 \bullet \bullet \bullet

習志野市●●●●丁目●●番●号

 \bullet \bullet \bullet

習志野市●●●●丁目●番●号

• • • •

習志野市●●●●丁目●番●号

 \bullet

続きまして4ページをお願いします。

議案第 2 号

農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書 の提出があったので、県への送付について審議を求める。

平成29年5月8日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●●一丁目●●●番●

●●m^{*}

習志野市●●●●一丁目●●●番●

2 筆合計

2 権利の内容

転用を伴う所有権移転

3 転用計画

建売分譲住宅 1棟

4 申請者住所、氏名

譲受人 ●●市●●●丁目●●番●号

●●●●●株式会社 代表取締役 ● ● ●

譲渡人 習志野市●●●丁目●番●●号

それでは、3ページをお開きください。

議案第1号参考資料

農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書 の提出があったので県への送付について審議を求める。

提出年月日平成29年5月8日農業委員会受付日平成29年4月25日

申請目的転用を伴う所有権移転です。

申請者の住所、氏名について、譲受人については、株式会社 ●●

●●●●●●、譲渡人については、●●●●他3名になります。

許可を受けようとする土地、習志野市●●●●丁目●●●番●他 1 4筆、登記 畑、現況 畑、地籍については、●, ●●●. ●● ㎡、立地基準につきましては第2種農地になっております。転用計画は、転用の時期 許可書受領後から平成32年6月30日まで、他法令につきましては、開発行為 都市計画法第32条の公有財産管理者の同意書添付があります。残土条例 該当せず。埋蔵文化財理会済みのため、協議不用となっております。その他については該当はございません。申請理由 譲受人において申請地の●●●●丁目は、近年宅地造成が行われている地区であり、都市計画法第34条に係る既存宅地の連たん地区に相当し、JR津田沼駅から約1. 4km、京成津田沼駅から約1. 0kmと近く、生活圏としての立地条件的にも事業に適していると判断をされております。また、譲渡人においては、遠方に居住している方や現在はもう農業に従事しておらず、後継者もいないことから売却をすることとしたと

続きまして、5ページをお開きください。

伺っております。現地調査は29年5月1日です。

議案第2号参考資料

こちらにつきまして、

提出年月日平成29年5月8日農業委員会受付日平成29年4月25日

申請目的転用を伴う所有権移転です。

申請者の住所、氏名につきましては、譲受人は、●●●●●株式会社、譲渡人につきましては、習志野市●●●丁目●番●●号にお住いの●●●さんになります。

許可を受けようとする土地につきましては、習志野市●●●●丁目 ●●●番●と●、こちらにつきまして、登記は畑になります。立地 基準につきましてはこちらも第2種農地となっております。転用計 画ですが、建売分譲住宅1棟となります。転用の時期につきまして は、許可書受領後から平成32年6月30日までで、議案第1号と 同じ工期となっております。

他法令につきましても、開発行為 都市計画法第32条の公共施設管理者の同意書添付がございます。残土条例 該当せず。埋蔵文化財照会済みのため、協議不用となっております。その他については該当はございません。こちらにつきましても申請理由 は、譲受人においては申請地の●●●丁目は、こちらも先ほどと同じく近年宅地造成が行われている地区でありまして、都市計画法第34条に係る既存宅地の連たん地区に相当し、JR津田沼駅、京成津田沼駅から近く、生活圏としての立地条件的にも事業に適しているというふうに判断をしております。また、譲渡人においては、賃貸業を営んでおり、現在は農業に従事しておらず、後継者もなく今後農地としての活用ができないことから売却をすることとしたと伺っております。現地調査は29年5月1日です。

続きまして、アページをお開きください。

こちら、第1号議案につきましては右手の地図の中の白地が抜いてあるオレンジ色の部分が今回の申請地になります。第2号議案につきましては、この反対側左側の黄色い部分の隣にオレンジ色の台形のところがございます。こちらが第2号議案の申請地になります。説明につきましては以上です。

議長

事務局、ご苦労様でした。

詳細な説明ありがとうございました。

それでは、農地法第5条の2件の許可申請に際し、

申請者から委任されています、業者の担当者を

この総会に呼んでおります。

なお、現地調査におきましても立会い説明をしてもらいました。 それでは事務局、●●●●●設計・●●●土地の担当者を 会場に案内してください。

・・・・業者を会場に案内・・・・

本日は、お忙しい中、農業委員会総会にお越しいただきました。 最初に、申請者であります譲受人・譲渡人より委任を受けました 株式会社 ●●●●●設計さんがいらしています。 それでは、最初に自己紹介等をお願いします。 (株) ●●●

●●設計

●●●●●設計の●●と申します。よろしくお願いいたします このたび、●●●●●●●様と●●●土地株式会社様との双方から 11戸の戸建ての分譲地という事で設計依頼、測量及び登記申請を 業務として弊社で依頼を受けて業務に携わらせていただいておりま す。

●●●土地

(株)

改めまして、●●●土地株式会社の●●と申します。今回は事業主という立場で参加させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

はい。ありがとうございます。

●●さん、●●さん、これは重要な案件ですので来てもらいました。5月1日の現地調査では、我々も説明を受けたのですが、改めて●●さんからご説明をしていただきたいと思います。

(株) ●●●

●●設計

今回の開発地内の道路は、1 2mの道路として整備し将来的な習志野市にとって重要な道路になっていくということになるので、是非その整備を進めていきたいという事で習志野市と協議をしながら12 m 道路をどの様にして高台の方へ上げていくかということで、1年以上かけてこの計画について検討したことがこの形となっております。今回の重要な点としては京成バスが利用している状況、隣接する一戸建ての分譲地がある状況及び既設で一戸建てもあるなか、近隣農家さんへの利用方法を含めた利用形態というものをいかにしてとっていくかということと、インフラに関しましてもガス、水道、については、重要な250mmが入っていたりという状況がありましたので、その辺を習志野市企業局とも協議を進めてきておりました。また、習志野警察署並びに県警本部とも協議を完了した上で、申請をこのたび25日付けでさせていただいております。

議長

ありがとうございました。●●さん、何かありますか?

●●●土地

(株)

はい。今回この12mの幅員の道路というのは私ども数年前から●● ●の開発を進めさせていただいている中で、人口が少しずつ増えてきているという状況もございまして、JR津田沼駅の方へ抜けるマラソン道路、あそこが大変渋滞をしてきているという状況も発生しているものですから、この発生に伴って京成大久保駅方向からJR津田沼駅の方にしっかり安全に抜けられる道路というのが必要ではないかというところで、今回大きな道路を計画させていただいてい

る次第でございます。

私ども、開発していく中では今後も進めて行きたいと思っているのですけれども、安心なまちづくりにしなければいけないと思っておりますので、今回このような大きな道路を造らせていただいて、今回入口の部分になるものですから、慎重にご審議をさせていただいているというところでございます。

三橋喜左衛門 委員 (土留の件ですが) ブロックのほうが良いのではないですか? ブロックは高さがある場合鉄筋を入れなければ許可が下りないので すが。

議長

その事については、●●さんどんな感じですか?

(株)●●●

●●設計

土留と言ってもご存じのとおりいろいろな種類がございます。例えばL字擁壁だったり、間知擁壁だったり、重量ブロック塀だったり。 地震が来た時でも安全なまちをつくっていくためにはどうしたら良いのかという事を考えた時には、ブロック塀よりはコンクリートL型擁壁とし、構造上も安全な形とします。

三橋喜左衛門 委員 基礎からやるわけではないんでしょ?

(株) ●●●

基礎からやるのが基本です。

●●設計

ブロック塀よりはコンクリート製でつくったほうが、もの的にはしっかりとしたものであることから、今回はコンクリート製品を最終的に擁壁として築造していきます。

三橋喜左衛門 委員 それは、作ったものを埋め込むだけでしょ?

(株) ●●●

●●設計

専門的に言いますと先ほど申し上げたブロック塀というのは正直そんなに強度の高いものではないです。よりコンクリートと鉄筋が入って相互関係の強度的な担保を取って強度をすごく強くしたものが、先ほど申し上げたコンクリートになってくるので、通常のブロック塀というのはコンクリートを一部使っているのですが、それは接着剤として使っているだけなので・・・

三橋喜左衛門

それはわかります。今、雨が多いので畑の土砂が流れて住宅から苦

委員

情が来るのです。

(株) ●●●

ブロック塀の強度が高いという事ではないのです。

●●設計

三橋喜左衛門 委員 だけど砂が流れないのです。高めにやっておけば。

(株) ●●●

●●設計

そうですね。それはコンクリートの擁壁も同じように畑の高さより も少し高くしておくことによって土砂の流出が防げるというのが一 般的な考え方です。

三橋喜左衛門 委員 それはどういうふうにするのですか?

(株) ●●●

●●設計

はい。基本的にはそれも2種類あって1つは先ほど三橋さんがおっしゃったように工場生産品と言って工場で作ったものを現場に持ち込むものと、現場打ちと言って現場で鉄筋を組みながらコンクリートを流し込むやり方です。

こういった公共施設の建築物はものすごく高強度のコンクリートを使っていますし、一般的なコンクリート製の共同住宅は同じように見えても全然違うものを使っているという現実もあります。それと一緒で(擁壁も)同じように見えても物は全然違うという技術的基準に基づき開発許可が下りますので、その技術的な議論に関しては私たちもしっかり設計させていただいているので、決して軟弱な物でいつ壊れてもおかしくない物を施工するというわけではありません。

相原委員

今、ご説明のあった方法で施工されている所は、●●●近辺でありますか?

(株) ●●●

はい。それは日常的にまわりにいくらでもあります。

●●設計

相原委員

畑と道路の境界のところで使っているところが「ここですよ」というところがあればお示しください。

(株) ●●●

はい。見ていただくとわかりますが、あらゆるところで使われてい

●●設計

る状況にあります。

今回は、(この工法を使っているところがどこかという話ではなく) コンクリート製の擁壁を使っていくというのがメインのお話なので そちらを利用して今回は土留として進めて行きます というお話を させていただいております。

議長

畑と住宅との高低差はどのくらいでみているのですか?

(株) ●●●

●●設計

実際ですね、12m 道路の所と6m 道路が接する道路との境ですが、 高低差的には12m 道路の所は約80 cm くらい、6m 道路の所は $1.2m \sim 1.3m$ くらいです。

三橋喜左衛門 委員 そんなに高いとだめですよね。説明に来てくれればよかったのです。 何も知らないところでこのような書類を出すからだめなのですよね もっと地元のことを考えて設計してくれればいいのですが。

(株) ●●●

●●設計

12m 道路の高低差処理を進めて行く中で周りの地主さんとの高低差を全て無くしていくと道路として成立しなくなります。12m 道路の交通量というのは将来的にある程度想定される中で勾配というのはそんなにつけられない状況があるため、縦の勾配がだいたい4%~5%、これも所轄警察や県警等との協議の中でこれ以上勾配をつけると交通安全上支障が生じる恐れがあることから決めております。新設の交差点の形状については「直角交差」という原則がある中でこの高さを抑えざるを得なかったという難しい状況でもありました。

三橋喜左衛門 委員 あれだけの高さがあったら橋の形状にしなければ無理なんですよ。 何もしないであれだけの高さに上げようという設計自体が無理なん です。

(株) ●●●

橋というのは非常に厳しいご意見なのですけれども。

●●設計

三橋武夫委員

(…地図を指して…)

ここは 6 m 道路と言っているけれど 5.9 m で 6 m ないですよね。 一番南側ですが。

(株) ●●●

5.99mになるという事ですが、実際はミリ単位の中に数値がある

●●設計

のですが、表記されていないだけで実際に測ると 6m あります。

三橋武夫委員

南側はほとんど段差はないと言っていましたよね。

(株) ●●●

はい。そこは数センチ単位の差です。

●●設計

三橋武夫委員

そこにブロックを積むと書いてありますね。

(株) ●●●

地先境界ブロックというのはブロック塀ではなく、

●●設計

(…写真を見せて説明する…)

縁石といって道路の路肩を保全するためにこういったコンクリート 製品を使います。路肩がよくほつれているところがありますが、そ ういうことが無いようにするためにこういう地先境界ブロックでし っかり止めます。

議長

他に質問などありませんか? はい、三代川彦博委員

三代川彦博 委員 農業委員会としては農地に影響するというのは一番困るのですが、これだけ立派な計画をされているので、もちろん今お話を聞いた中で一年前から習志野市をはじめいろいろなところで打ち合わせをしているのですが、もう少し地権者とのからみが出てくるでしょうから、本来は農業委員会が「地権者さんが納得できるくらいの間をおいてくださいよ」ということもできるのかなとも思うのですが、業者さんからするとこれだけの計画をしているのにタイムスケジュール等のいろいろな状況があると思うので、そういうことを考えればそういう計画があるときには、県の許可を取らなければいけないという状況があるのですから、もう少し早く情報提供と農業委員会へも相談をしてほしいなと思います。

相原委員

質問ですが、この計画の中に鉄塔がありますよね。この鉄塔が住宅 で囲まれてしまった場合には維持管理というのは東京電力がするの でしょうけれど何か条件があるのですか?

(株) ●●●

特にないです。

●●設計

相原委員

わかりました。

議長

他にありますか? はい、三代川正夫委員

三代川正夫 委員 直接関係ないのですが、7ページの●●●ー●と●●●ー●は、● ●市●●区の●●さんの持ち物なので白く抜けているのはわかるの ですが、●●さんのところで●●●ー●と●●●ー●を残したのは 単純に一部を残したいということだけだったのでしょうか。

●●●土地 (株) そうですね。今一部荒れてしまっていますけれど、今回私ども計画 の中でちゃんと畑に戻して将来家庭菜園というか畑で耕作をしてい きたいというご要望がありましたので畑として残します。

議長

荒原委員、何かありますか?

荒原委員

地図が見づらいなあと思います。色を分けてその色で説明していると思うのですが、一つの地図として見ると6ページから10ページまでが一つの地図としてつながらず分断された形でわかれているので少しわかりづらいですけれど、今日のお話は道路の問題と宅地の問題と2つあるのですよね。先ほどの三橋さんのお話などは業者さんと地権者さんと両方でやっても、らちがあかないのできちんと市の都市計画課と三者で話すとか、そういう形でやってほしいなと思います。今は平行線ですよね。

三橋喜左衛門 委員 施工については、「ここはこのくらい下がるからこのように施工します」というふうに、地権者にきちんと説明してほしい。

(株)●●●

●●設計

図面はお持ちしたと思います。ご説明不足ということについては 今ご指摘いただいた通り今後反省しなければいけないですし、地図 が見づらいというご指摘に関しましては、どうしても開発の図面に ついてはいろいろな色を使うものですから。

三橋さんの件については、畑と道路の境はどのくらいの高低差になる等の詳細な説明をしていなかったことについては(反省しなければならないと思います。)

荒原委員

私としては、市の担当者と一緒になって三者で話し合いをもう一度 してほしいなというふうに思います。

それと、(現地調査の際に) 現地でお話があったのは道路の事が主でお話があったので、1号議案。2号議案が宅地なのに何で道路のことの話が主になっているのかよくわからなかったのですが、今見る

と道路を造るために「(地図の) ここのところの宅地にする部分も宅地にしながら道路を通しますよ」のようなお話なんだなという事が理解できたのですが、それにしても先ほどから出されている地図で「売りませんよ」という白抜きになっている土地の所有者の方々との関係と、「道路を通しますよ」と言ったときに三橋さんの畑にかかるわけなので、それは道路計画の中の何かに入っているのですか?

(株) ●●●

●●設計

そうですね。道路を築造していく中で買える範囲買えない範囲というところで、買える範囲でしか造成工事というのはできないという話になるのですが、購入できる範囲の中と周りの地権者さんとの調整、習志野市との協議というところで今回12m 道路の整備と先ほど申し上げた所轄警察や県警本部との調整を行って進めております。

荒原委員

●●設計

それはどこが中心になっているのですか?

(株) ●●●

開発行為の許可を取得するうえでの窓口は都市計画課になります。 最終的な道路に関する施設管理者は都市計画課ではなく道路課にな りますし、安全施設に関することは所轄警察だったり、管理はしな いですけれども県警になります。

荒原委員

一番初めに「こういう形で造りますよ」というふうに計画したところは都市計画課ですか?

(株)●●●

●●設計

それは事業者サイドです。要は買える範囲があって初めて計画ができる。買えない土地に対していくら計画を立てても意味がないので土地を購入できる範囲の中で事業計画を立て、都市計画法32条で謳っている公共施設管理者と協議をしながら進めます。その公共施設管理者は誰かというと、先ほども申し上げましたが道路施設であれば道路部局、下水道に関しては下水道部局と調整をしなければいけない。安全施設であれば所轄警察だったり県警本部と調整を取らなければいけないというふうに各窓口に応じて行います。

荒原委員

この道路の計画を立てたのは●●●●設計さんですか? そしたら、「この道路の計画は買える可能性があるから計画を立て た」とおっしゃったけれど、可能性がないのではないですか?

(株) ●●● ごめんなさい。どのような可能性ですか?

●●設計

荒原委員

例えば、三橋委員の家の畑を二つ横切るような計画を立てているわけですよね。そこで三橋委員が「売りませんよ」と言ったらこれは可能性がないのではないですか?

(株) ●●●

●●設計

1 2m 道路だけではなくて 6m 道路で、最終的に目指すところは入居者さんもそうですけれども、防災上の観点からしっかりと避難通路を設けなさいという概念もあるので、それをどの位置で将来的に通すということは習志野市と協議をしながら進めるという形になります。

荒原委員

それで習志野市はOKを出したのですか?

(株) ●●●

•

はい。

●●設計

議長

せっかく建屋 1 O 棟を造るのだったら将来的に習志野市としてもこういう事を考えているので市の指導に則って●●●さんなどに「このようにやってくださいよ」ということではないかなと思うのですが。だから「市が勝手に道路を造るから、●●●さん上手くやってくださいね。」ということはないと思います。

荒原委員

それで、何で許可を出したのかなという事を後で確認しますけど。

三橋喜左衛門 委員 我々から見て、道路の高さから言ってもあのままで道路を造った場合、相当な差があって危険性のある道路になります。本来は橋のような形にすれば良いのですよ。そうすればこのような問題は起きなかったのです。橋も架けないで(土地を)上げてしまおうという計画だからね。

(株) ●●●

●●設計

橋を架ける架けないにかかわらず大事なのは先ほど申し上げたように道路の勾配になります。既設の道路の高さはもう決まっています。今●●●●●●さんが建築工事をしているところの道路の高さを「1m 高くしてください」と言ったら、●●さんにとっては都合がいいかも知れないけれども、隣に建築中の家の人がその道路を利用するとしたら「なんであそこを1m高くしたんだ。」というふうにな

る。だから冒頭お話しましたように周りの既設の道路の高さとの兼 ね合いだったり、そこを含めた道路計画を立てて行かなければなら ないというところをご理解いただきたいです。

議長

●●さんにしても●●さんにしてもこの件については、反省点があるような気がしますので、今後の事ですけれども地権者の方に十分に説明をして、今後開発するのであればもう少し事細かにいろいろな質問に対応して、後で地権者に「困った」と言われないように進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

相原委員

他の近隣の農家の方からクレームを受けていることはありませんか?行っていないという状況であれば「ない」という言い方しか多分できないと思いますが、できれば近隣ではんこをいただいた方がいれば、その方々にも今の進行状況を説明していただきたいと思います。

●●土地(株)

隣接の方がいらっしゃいますので、その方々にはご説明をいたしま す。

議長

せっかく冒頭「良いまちづくりをするために」というお話がありましたので。それを含めてせっかくたくさんのお金をかけて行うのですから、それなりの良いまちづくりをするように進めてほしいと思います。

荒原委員どうぞ。

荒原委員

8ページの地図を見ると白く抜いたところ(農地で残すところ)は 家で囲まれてしまうのではないですか?これはこれで(地権者の 方々は)納得ができているのでしょうか?

(株) ●●●

●●設計

その本人の希望に基づいて今このような形になっております。ご売却のお話もいろいろかねてはあったのですが、ご本人の意思で畑として残したい、ある方は農家要件を持っていらっしゃらない状況もあるので実状的なご自身の将来像であったり、将来像というのは自分のお子さんたちであったりという所も含めた考え方で「残したい」という方が中にはいらっしゃるので一概に奥深い事情まで立ち入らない場合も多いので、あくまでも「畑として残したい」というご事情に基づいて残しているという形です。

議長

我々も農地は農地として今後も市産市消などしっかり行っていきますので、なるべくその他の事で心配させないようにお互いに上手に やって行きたいです。

他にないですね。

事務局、何かありますか?

事務局

はい、一つよろしいでしょうか。

今いろいろと質問がありまして、三橋喜左衛門委員、三橋武夫委員からいろいろとご要望があってきちんとご説明をしていただいてありがとうございました。ただ一つ三橋喜左衛門委員にまだご理解をいただけない部分があると思うのです。(●●●●設計の●●さんが) おっしゃっている工法は私どもも都市計画課と道路課に確認をしております。ただその部分については農業委員会としましては、隣接している農地で営農していただいている方の意見を尊重しなければいけないという立場がございます。先ほども●●さんからお話をいただきましたので、三橋喜左衛門委員からもう一度お話をしていただいた「きちんと書類を残してほしい」というご要望がございましたので、申し訳ございませんが●●さんとお話し合いをしていただき納得が行くような形で書面を残していただければというふうに農業委員会は思いますのでその辺は改めてお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。

●●●●●設計さん、●●●さんありがとうございました。 他にご意見・ご質問等が無いので退席を求めます。

・・・・・●●●●●設計 会場から退席・・・・・・・・・・・●●●土地 会場から退席・・・・・

議案第1号・議案第2号の審議に入ります。 その他に意見等がありましたらお願いします。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。

意見がないようですので、採決に入ります。 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 賛成多数 を持ちまして、議案第1号は 許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して 進達することに決しました。

事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。

事務局

会長一言よろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

事務局

今、●●●土地(株)と三橋喜左衛門委員ときちんとお話ができていなかったという事で、再度説明をして書面を取り交わすという事を●●●土地(株)にお願いをしましたので、そのことから会長名で公印をついてまたこのような形で再度書面を取り交わしていただきたいということで先方に依頼したいと思います。三橋喜左衛門委員それでよろしいでしょうか。

三橋喜左衛門

委員

はい。良いです。

議長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 賛成多数 を持ちまして、議案第2号は 許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して 進達することに決しました。

事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。

続きまして、議案第3号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第3号の朗読をお願いします。

事務局 議案第 3 号

農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書 の提出があったので、県への送付について審議を求める。

平成29年5月8日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●番●

習志野市●●●丁目●●●番●

●●m^{*}

2 筆合計

●●m^{*}

2 権利の内容 転用を伴う所有権移転

3 転用計画 専用住宅 1 棟

4 申請者住所、氏名

譲受人 ●●市●●●●●番地●

 \bullet \bullet \bullet

譲渡人 習志野市●●●丁目●番●●号

 \bullet

以上です。

議長

事務局、ご苦労様でした。

続きまして現地調査報告を11番 飯生 良委員よりお願いします。

飯生良委員

はい。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、 調査報告をいたします。

調査は、平成29年5月1日に、廣瀬会長ほか、農業委員6名と事 務局1名、業者1名の計8名で立会で行なってまいりました。

申請地は、案内図にありますとおり、京成●●駅の●側約●●●メートルに位置し、●道●●・●●線から京成踏切に沿うように左に入った公園に隣接した農地です。

申請内容は、1棟の専用住宅を建設するものです。

申請理由につきましては、譲渡人の●●●氏が高齢かつ農業経験がないことから、売却をしたいとの意向を持っており、また、譲受人においては駅から近く利便性がよいことから、この地を選定し今回の申請に至ったと聞いております。

なお、専用住宅建設に伴って、周辺に農地が無いため被害防除はありません。

以上で、議案第3号の調査報告とさせていただきます。

皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長

飯生 良委員、現地調査報告ご苦労様でした。

飯生 正己職務代理も実籾地区ということで立ち会って 頂きました。飯生 職務代理いかがですか。

飯生正己 職務代理 今、飯生良委員のおっしゃったとおりの内容です。

議長

事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。

事務局長

お手元に写真が行っていると思うのですが、場所は京成●●駅の●●道の踏切りを左に入ったところですけれども、今、飯生(良)委員からご説明があったとおり以前は田んぼであったところです。 現場をご覧になった委員と、現場に行かれていない委員がいらっしゃいますが、行かれたものとして説明させていただきます。まず、こちらの事業計画費ですけれども●千●●万●千円という事業費の計画がございます。その中で用地費が●●万●千円で建物以上に工事費がかかるという内容になっております。今回買われた方は最初に見たときは平たんだったという事ですが、「地盤の工事はしてください。」という話はしました。土地については坪●万円くらいで売却しています。あと工事としては切土して整地してそれから杭を打って家を建てて住むという事です。

合間委員

私が考えるには、埋めたという事ですが、そう深くは埋めていない と思います。地盤的にはあそこは多分そんなに深くまで埋めなくて も大丈夫だと思います。

事務局長

公園の高さと同じだと思うのですね。そこに若干盛り上がっている 部分があってそこの部分だけ少しきれいにするという事です。

議長

事務局、詳細説明ご苦労様でした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第3号について質問等の有る方は挙手願います。 写真だけでわかりますか? 伊藤和彦委員、何か質問ありますか?

伊藤和彦委員

ありません。

議長

伊東壽委員、何か質問ありますか?

伊東壽委員

ないです。

議長

質問が無いようですので議事を進めます。

事務局に確認いたします。

補足説明等がありましたら お願いします。

事務局長

ありません。

議長

ご意見・ご質問等が 他に無いようなので採決に入ります。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。

全員の賛成 を持ちまして、 議案第3号につきましては許可相当と決しました。 よって本案件につきましては、県に進達いたします。

続きまして、議案第4号・議案第5号・議案第6号は、 農業委員会等に関する法律 第13条第の規定により 委員の辞職につき同意を求めるものです。 一括で審議したいと思いますのでよろしくお願いします。 それでは、事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局

議案第 4 号

習志野市農業委員会委員の辞職につき同意を求めることについて 農業委員会等に関する法律第13条の規定により、下記の者より農 業委員会委員の辞職につき同意を求める旨の申出があったので同意 について意見を求める。

平成29年5月8日提出

習志野市農業委員会会長 廣 瀬 博

- 1. 議席番号 5番
- 2. 氏 名 立 崎 誠 -
- 3. 辞職届提出日 平成29年 4月24日
- 4. 辞職の日 平成29年 5月18日
- 5. 就 任 期 間 市議会推薦

平成27年 5月25日 ~ 平成29年 5月18日

次に24ページになります。

議案第 5 号

習志野市農業委員会委員の辞職につき同意を求めることについて 農業委員会等に関する法律第13条の規定により、下記の者より農 業委員会委員の辞職につき同意を求める旨の申出があったので同意 について意見を求める。

平成29年5月8日提出

習志野市農業委員会会長 廣 瀬 博

- 1. 議 席 番 号 9番
- 2. 氏 名 相原和幸
- 3. 辞職届提出日 平成29年 4月24日
- 4. 辞職の日 平成29年 5月18日
- 5. 就 任 期 間 市議会推薦

平成23年 5月24日 ~ 平成29年 5月18日までと なっております。

次 25ページにまいります。

議案第 6 号

習志野市農業委員会委員の辞職につき同意を求めることについて 農業委員会等に関する法律第13条の規定により、下記の者より農 業委員会委員の辞職につき同意を求める旨の申出があったので同意 について意見を求める。

平成29年5月8日提出

習志野市農業委員会会長 廣 瀬 博

- 1. 議 席 番 号 14番
- 2. 氏 名 荒原ちえみ
- 平成29年 4月24日 3. 辞職届提出日
- 4. 辞 職 の 日 平成29年 5月18日
- 5. 就 任 期 間 市議会推薦

平成27年 5月25日 ~ 平成29年 5月18日

と、なっております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

本議案件について、質疑に入ります。 ご意見、ご質問等の有る方は挙手願います。

・・・・・各委員より質疑なしの声・・・・・・ 質疑なしと認め採決に入ります。

暫時休憩します。

(議事参与制限により、9番相原委員及び14番荒原委員は退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号ないし6号習志野市農業委員の辞職につき同意を求める ことについて、賛成の方は挙手を願います。

全員賛成 をもちまして議案第4号ないし6号は可決されました。

暫時休憩します。

(9番相原委員及び14番荒原委員は着席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは事務局から補足説明などありますか?

事務局長

はい。農業委員の辞職につきましては農業委員会総会の同意がなけ れば辞職ができないという規程があります。今回市長及び会長あて に辞職届をいただいておりますので農業委員は今回の議案の議決 (同意)をもって正式な退職という形になります。なお、5月18 日までは任期がございますのでその間はまだ農業委員ということで お願いしたいと思います。6月の総会からは欠員という形になりま す。

議長

はい。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入りたいところですが、 今月の報告については、前月4月14日に総会があったため、 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による

転用届出の受理通知は次回6月の総会までありません。

ご承知おきください。

質問等がありましたら挙手願います。 質問等が無いようですので、これを持ちまして本日の総会は終了い たします。